

香川大学創造工学部情報基盤室規程

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 香川大学創造工学部（以下「本学部」という。）に、情報基盤室（以下「基盤室」という。）を置き、基盤室に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基盤室は、本学部における情報環境の整備推進を図り、教育研究及び関係事務等における効率化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 基盤室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報環境の整備推進に関すること。
- (2) 学術研究のための情報処理に関すること。
- (3) 学術情報の利用及び提供に関すること。
- (4) 情報リテラシー教育環境に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。
- (6) 本学部を導入した情報技術を用いた共用機器の運用管理に関すること。
- (7) 情報メディアセンターとの連絡調整に関すること。
- (8) その他情報処理に関すること。

(組織)

第4条 基盤室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 情報に関して専門的知識を有する教員1人
- (2) 各領域から選出された教員各1人
- (3) 本学部から選出の情報メディアセンター会議委員1人
- (4) その他第4条第4項に定める室長の要請を受け、学部長が必要と認めたる者

2 前項の者を基盤室室員（以下「室員」という。）と称する。

3 第1項第1号の者は学部長が指名する。

4 基盤室に室長及び副室長を置き、第1項第1号から第3号に掲げる者の中から、それぞれ学部長が任命する。

5 第1項第1号から第3号までの室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第5条 室員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 室長は、基盤室の業務を掌理する。
- (2) 副室長は、室長を助け、基盤室の業務を処理する。
- (3) 室員は、室長及び副室長を助け、基盤室の業務を処理する。
- (4) 前条第1項第3号による室員は、情報メディアセンターとの調整を行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基盤室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、香川大学工学部情報基盤室規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。